

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課、経済産業政策局地域経済産業政策課）

項 目 名		中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等	
税 目		法人税 租税特別措置法第 5 条 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法施行令第 33 条、租税特別措置法施行規則第 21 条の 2	
要 望 の 内 容	適用期限を 3 年延長する。（令和 12 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		精査中 （ ▲1,900 百万円） （ — ）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性を鑑み、中小企業者における M&A を促進することで、中小企業等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 M&A では、買収前にデューデリジェンスを実施することで M&A に伴うリスクを低減することは可能であるものの、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクを完全に排除することは困難である。こうした不確実性が、中小企業者による M&A を実施する際の障壁となっていることから、将来の損失に備えるための措置として本制度を設け、中小企業者における M&A を促進する。 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月中小企業庁）」における「4. M & A ・事業承継等による事業再編」抜粋 成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。そのためには、成長投資、研究開発投資、人材投資に加え、M & A 等を通じた事業再構築・事業再編、優秀な人材の獲得等が極めて重要である。 M & A や事業承継は、優秀な経営者の元へ事業、資金、人材、技術等の経営資源の集約を行い、経営者交代を契機とした抜本的な経営改革や M & A 等を中心とした集約化によるスケールアップにより中小企業・小規模事業者が経営改革を実現し、新たな成長につなげていくための手段であり、経営者が戦略的に取り組んでいけるように後押ししていく必要がある。		
今回の要望（租税特別措置	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 政策の達成目標 本税制の適用によって、M&A に伴う簿外債務や偶発債務に起因するリスクが準備金の積み立てにより一定程度ヘッジされることで、企業は買収後に想定される不確実性を織り込んだ上での経営判断が可能となる。これにより、M&A 実施後の事業統合を積極的に実施するというインセンティブが高まり、短期的には人的投資として従業員の給与・賞与の増加が促される。また、事業統合に伴う設備投資等の取組が進展することで、中長期的には 1 人当たり付加価値額（労働生産性）が期待される。したがって、目標としては、税制適用企業における給与支払総額の増加および 1 人当たり付加価値額（労働生産性）の向上とする。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 12 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	税制適用企業における給与支払総額の増加および 1 人当たり付加価値額（労働生産性）の向上。
		政策目標の達成状況	<一般枠> （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用 1 年後に 2.5%増加していること 実現状況：本税制の活用企業における M&A 実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年 2.5%成長を達成している。M&A 後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。 （中・長期アウトカム） 目標値：1 人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用 5 年後に 15.0%向上していること 実現状況：本税制の活用企業における、M&A 実施前後の 1 人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から 5 年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5 年で 9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。 今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していない M&A 実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。 <拡充枠> （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用 1 年後に 2.5%増加していること 実現状況：計画認定後に決算期が到来した事業者の同指標はいずれも目標値である 2.5%を上回っている。M&A により計画対象事業の稼働増加や、グループ化による子会社の給与水準の見直し等により、給与支給額が増加したと考えられる。 （中・長期アウトカム） 目標値：計画期間終了年度における、基準年比 1 人あたり付加価値額 9.0%向上 実現状況：計画認定後の初回決算期における報告値のため暫定値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している（本指標は、基準年度と計画終了年度（5 年以内）の比較で達成を求めるものである）。 また、認定計画と M&A を実施した同業他社における同指標の成長率を比較したところ、一部を除き同業他社の水準を上回っていることから、税措置が M&A 後の成長を後押ししていると考えられる。なお、実績報告において計画未達となっている認定案件はない。
			<一般枠> 令和 9 年度 精査中 令和 10 年度 精査中 令和 11 年度 精査中 <拡充枠> 令和 9 年度 精査中 令和 10 年度 精査中 令和 11 年度 精査中
有効性	要望の措置の適用見込み		
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継・M&A 支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用を支援している。他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
	要望の措置の妥当性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用数】 ＜一般措置＞ 令和 3 年度 20 件 令和 4 年度 70 件 令和 5 年度 77 件 令和 6 年度 110 件 令和 7 年度 194 件（見込み） 令和 8 年度 343 件（見込み） （令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・8 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の令和 3 年度～令和 6 年度の適用数を基に年平均成長率を計算し、令和 6 年の件数に乗じている。） ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 - 件 令和 7 年度 9 件 令和 8 年度 11 件 （省庁からの認定報告に基づき集計） 【適用額】 ＜一般措置＞ 令和 3 年度 2,821 百万円 令和 4 年度 12,353 百万円 令和 5 年度 11,166 百万円 令和 6 年度 19,917 百万円 令和 7 年度 31,242 百万円（見込み） 令和 8 年度 55,147 百万円（見込み） （令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・8 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、令和 3 年度～令和 6 年度における 1 件当たり適用額の平均値を算出し、適用数に乗じている。） ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 - 円 令和 7 年度 14,476 百万円（見込み） 令和 8 年度 23,358 百万円（見込み）

		(認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90%を乗じて推計) 【減収額】 ＜一般枠＞ 令和 3 年度 3 億円 (実績) 令和 4 年度 11 億円 (実績) 令和 5 年度 9 億円 (実績) 令和 6 年度 19 億円 (実績) 令和 7 年度 69 億円 (見込み) 令和 8 年度 122 億円 (見込み) (令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年～8 年：計画認定における平均株式取得額に積立率 70%と法人税率 23.2%を乗じて推計) ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 -円 令和 7 年度 33 億円 (見込み) 令和 8 年度 54 億円 (見込み) (認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90%と法人税率 23.2%を乗じて推計)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。
	前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和 3 年度：創設（適用期間は令和 6 年 3 月 31 日まで） 令和 6 年度：経営力向上計画の認定前にデューデリジェンスを行えるよう運用改善を行った上で、延長。特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては積立率が 90%・100%となる拡充枠を創設。（適用期間は令和 9 年 3 月 31 日まで）

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等

<一般枠>

自己点検の結果、本税制の活用企業における、M&A実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年2.5%成長を達成している。M&A後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。

中・長期アウトカムについては、本税制の活用企業における、M&A実施前後の1人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から5年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5年で9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しいところである。

<拡充枠>

自己点検の結果、計画認定後に決算期が到来した事業者の指標がいずれも目標値である2.5%を上回っており、本制度が認定事業者の行動変容を一定程度促していると考えられる。

中・長期アウトカムについては、計画認定後の初回決算期における報告計画値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している。なお、認定後に計画未達となっている事例はない。

<一般枠・拡充枠>

自己点検の結果、現時点で把握可能な指標については目標を達成していることから、本税制は中小・中堅企業者におけるM&A後の成長投資の促進を後押ししているものとみられる。

適用件数を増やすことが政策目的の達成に資すると考えられることから、企業者にとってより活用しやすい制度として延長し、より多くの中小・中堅企業者における給与支払総額の増加および1人あたり付加価値額（労働生産性）の向上を目指す。